

# ○ ま え ば し 農 業 委 員 会 だ よ り

第 96 号

平成 30 年 2 月 発行

編集 前橋市農業委員会  
発行

事務局 前橋市役所内  
農業委員会事務局

前橋市大手町二丁目12番1号  
電話 027-898-6732  
e-mail nou-jimu@city.maebashi.gunma.jp

1270 古紙配合率 70% の再生紙を使用しています

## 市長に意見書・議長に要望書を提出

### 農業施策等に関する要請

前橋市農業委員会では、  
昨年(11月1日)、「平成30  
年度市農業施策等に関する  
意見書」を山本龍前橋市長に、  
同様な趣旨の要望書を金井  
清一前橋市議会議長に提出  
しました。

意見書の作成にあたって

は、農業委員、農地利用最  
適化推進委員、各種農業者  
団体等から幅広く意見を聴  
き、総会で審議を重ね、取  
りまとめました。

本市は、全国でも有数の農  
業算出額を誇る農業都市とな  
り、新鮮で安心安全な農産物  
を供給するとともに、地産地  
消にも努めています。

また、本市農業委員会も制  
度改正後、新たに農業委員、  
農地利用最適化推進委員によ  
り組織され、農地利用に係る  
公正で適正な事務処理はもち  
ろんであります。農地利用  
の最適化のため、意欲ある担  
い手を確保し、農地の利用集  
積を図り、遊休農地の発生防  
止・解消、農業への新規参入

の促進に取り組み、農業者の  
代表機関として、市と連携し、  
本市農業の振興のため邁進し  
て参ります。

以上のような観点から、7  
項目について意見・要望いた  
しましたが、要旨については  
次のとおりです。

■食農教育への支援について  
農業部門へ職場体験等  
に来る方が多くなる取り  
組み、教材で使用する苗  
費用の補助を要望。

■認定農業者に対する支援  
について  
認定農業者を確保し、  
後継者を育てられるよう  
に、引き続き補助制度の  
継続と、作業効率の向上  
のための補助機械助成対  
象の拡充を要望。

■前橋産農産物の周知について  
農産物の販路拡大に向け、  
前橋産農産物の周知につい  
て、一層の推進を要望。

■農薬適正使用推進員の  
推奨について  
農薬の適正な使用方  
法・管理等を周知する  
ため農薬講習会への参  
加や、農薬適正使用推  
進員資格の取得を推奨  
することを要望。

■鳥獣による被害対策に  
ついて  
鳥獣被害が拡大しない  
よう、箱わなやくくりわ  
なの充実を図り、鳥獣の  
捕獲推進と、捕獲された  
鳥獣を活用する可能性に  
ついてを要望。

■狭小農地対策について  
作業効率の悪い農地  
の耕作条件を改善する  
ための対応策を要望。

■作物残渣の処分に対  
する支援について  
野菜等の収穫後に  
出る作物残渣の処分費用  
の補助を要望。

■前橋産農産物の周知について  
農産物の販路拡大に向け、  
前橋産農産物の周知につい  
て、一層の推進を要望。

■認定農業者に対する支援  
について  
認定農業者を確保し、  
後継者を育てられるよう  
に、引き続き補助制度の  
継続と、作業効率の向上  
のための補助機械助成対  
象の拡充を要望。



矢端 青木 北爪 深町 下田 奥野 岡  
農業委員 農業委員 農業委員 会長職務代理者 農業委員 農業委員 推進委員



意見書を山本市長(写真右)に、要望書を金井議長(写真左)へ  
堀越農業委員会会長から提出しました。

# 農業まつり開催



前橋市農業委員会は、11月11日(土)に開催された平成29年度前橋市農業まつりに参加し、農業委員及び、今年から初めて委嘱された農地利用最適化推進委員協力の下、餅つき、お米無料配布、ポン菓子、中学生以下の子供を対象としたクイズを実施し、市民への米の消費拡大を図りました。

餅つきコーナーでは、目の前で餅をつく光景に子供たちは興味津々の様子でした。つきあがった餅はその場で切り分け、あんこや大根おろしを添えて配布し、たくさんの人につきたての餅の味を楽しんでいただきました。

また、子供たちにも餅つきの体験をしてもらい、食の楽しさにも触れる機会となりました。

お米の無料配布コーナーでは、抽選会により「前橋産米あさひの夢新米」を配布しました。当日は早い時間から長蛇の列となり、用意した460袋のお米はあっという間になくなってしまうほどの人

気でした。

ポン菓子コーナーでは、専用の機械を使い、できあがったポン菓子を貰うため老若男女たくさんの方が列を成していました。

ポン菓子が出来る度に大きな音が鳴り、周りからは一斉に注目を浴びていました。



堀越農業委員会長とJA前橋市前原組合長の餅つき



「前橋産米あさひの夢新米」抽選配布

クイズコーナーでは、お米の計量クイズや、野菜の花を当てるクイズの2種類を用意し、大勢の子供たちが挑戦して盛況となりました。参加した子供には駄菓子が配布され、嬉しそうでした。

今年度の農業まつりは、風は強かったものの秋晴れとなり、たくさんブースが出展し、農畜産物を使った料理や加工品の販売など大変賑やかで活気付いていました。お越しいただいた方からも、美味しく安心安全な地元の農畜産物

が安く買える良いイベントだという声もあり、参加者にとっても満足の行くイベントとなりました。このようなイベントが開催されることで、生産者と消費者の方々と交流を深めると共に、意見交換の場にもなりました。

農業委員会は今後も多くの人に農業まつり等のイベントを通して、米の消費拡大、農業振興を図るため取り組みをしていきます。



「米の計量・野菜の花当てクイズ」に挑戦!



農地パトロール 室内研修



農地パトロール 実地研修

### 農地利用状況調査に 取り組みました

8月から10月にかけて、農地の利用状況調査(農地パトロール)を、法律に基づいて地域の農地利用の確認、

遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見を目的に実施しました。調査では、事前に研修したチェック項目に基づき、作付地、不作付地、遊休農地などの判定をしました。

### 利用意向調査の実施

利用状況調査(農地パトロール)で「遊休農地」又は「遊休化のある農地」と判定された

農地の所有者等に対して、利用意向調査を実施しました。利用意向調査は、該当農地の利用に関して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか、誰かに貸し付けるか等の意向を確認するものです。11月に書面による調査を実施した後、1月から農地利用最適化推進委員が農地の所有者等を訪問して調査を行っています。

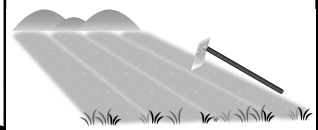
※農地利用の最適化…①担い手(認定農業者などの農業者)への農地の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進

今後は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、指針に掲げた目標の達成を目指して、取り組んでいきます。

### 今後の取り組みについて

そのほかにも、農地の集積を図るために利用権設定等の書類のとりまとめを行い、利用集積計画について話し合いを行ったり、農地利用に係る研修会等に積極的に参加するなどして、農地利用の最適化(※)に向けた取り組みを行っています。

**農地利用最適化推進委員の  
取り組みを紹介します!**  
昨年7月20日より新たに活動を開始した農地利用最適化推進委員(53名)の  
主な取り組みについて



# 農地情報を公表しています

農地法の改正により、農業委員会の農地台帳の公表が法定化されたことに伴い、平成27年4月1日から農地の地目や面積、貸し借りなどの情報が閲覧できるようになりました。公表は、インターネットで全国農業会議所が提供する「全国農地ナビ」と農業委員会窓口で「閲覧用農地台帳」の閲覧が可能です。

新しく農業を始める方や、規模拡大を希望する際にご活用ください。

## 公表項目

項目	インターネット	窓口での書面閲覧
農地の所在、地番、地目及び面積	公表	公表
賃借権等の種類・存続期間	公表	公表
遊休農地の措置の実施状況	公表	公表
貸付けに関する所有者の意向	公表	公表
農振法・都市計画法等の区域区分	公表	公表
機構が借りている農地かどうか	公表	公表
所有者の氏名・名称	非公表	公表
賃借人等の氏名・名称	非公表	公表
耕作者の氏名・名称	非公表	公表

\*いずれも市街化区域を除く農地を公表

## 全国農地ナビ

全国農業会議所において、全国の農地情報を無料で地図から検索および閲覧することができる「全国農地ナビ」(システムの愛称)の運用が始まり、インターネットで閲覧できます。

**全国農地ナビのアドレスは「<http://www.alis-ac.jp/>」です。**

**お問い合わせ先：全国農業会議所 農地情報公開システム事務局(TEL.03-6910-1123)**

## 農業委員会窓口

インターネットを利用する環境がない方には、農業委員会窓口で閲覧用農地台帳の閲覧により公表を行っています。

### 【注意事項】

法的な証明力はありません。

閲覧を希望する農地の町地番を指定してもらいます。

農地法第3条等の貸借について、一部反映されていないことがあります。

土地改良中の農地について、面積等が一致しないことがあります。

登記事項と一致していないことがあります。

**お問い合わせ先：前橋市農業委員会事務局管理係(TEL 027-898-6732)**



## 前橋市農林業 Instagramを配信しています!

前橋の野菜や花、農作業風景など、旬の農林業情報を発信しています。ぜひご覧ください。

Instagramは、無料の画像共有アプリケーションです。  
google play、app store からダウンロードできます。



アカウント @maebashi\_agri

お問い合わせ先：前橋市農林課ブランド推進係 (☎027-898-5841)



\*\*\*\*\*

# 生産者の 6次産業化を サポートします

農業起業家の募集について

市内農業者で、前橋産農畜産物の加工に取り組み農業起業家を募集します。審査を経て登録された人に、販売会や研修会、補助事業などの案内をします。詳細についてはお問い合わせいただくか、前橋市ホームページをご覧ください。

①要件 前橋産農畜産物を原料とした加工品創出及び製造(委託を含む)を行い、直売所や自宅等で販売をしている前橋市在住の農家

②登録書の配布 市役所農林課ほか、前橋市ホームページからダウンロードもできます

③申し込み 必要事項を記入し、前橋市役所農林課に郵送または直接提出してください

### 【お問い合わせ先】

前橋市農林課ブランド推進係  
(電話番号 027・898・5841)

ご存知ですか

# 多面的機能支払交付金制度

農村地域の農地・農業用水・ため池などの資源は、食糧生産のほかに雨水を一時的に蓄え、下流域の洪水を防止することによる国土の保全、自然環境の保全、良好な景観の形成などの、多面的な機能を持ち、私たちに多くの恩恵をもたらしています。

これらの資源は、農業者を中心に大切に守られてきましたが、近年の農業者の高齢化などにより農業者個々ではその機能の維持が困難な状況になってきています。

こうしたことから、市農村整備課では、国の制度である多面的機能支払交付金(負担…国50%、県25%、市25%)の活用により、農業の有する多面的な機能の維持・発揮を図るための取り組みに対し、支援を行っています。

## 多面的機能支払交付金制度を活用するには

多面的機能支払交付金制度は、

個人は対象となりませんので、次の①または②の方々に活動組織を設立し、規約、事業計画などを策定する必要があります。

①農業者のみで構成される活動組織

②農業者及びその他の方(地域住民、団体など)で構成される活動組織

活動は、5年間継続することが条件となります。

## 多面的機能支払交付金制度の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

### (1) 農地維持支払交付金

- ① 地域資源の基礎的な保全活動
  - 地域共同で行う農地周り・水路・農道・ため池等の草刈りや泥上げなどの活動を支援します。

② 地域資源の適切な保全管理の

ための推進活動

地域住民による意見交換などの活動を支援します。

### (2) 資源向上支払交付金(共同活動)

① 施設の軽微な補修

水利施設等の機能診断を行い、水路等の部分補修などを支援します。

② 農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を支援します。

### (3) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化)

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、ため池などの施設の長寿命化のための補修、更新等の活動を支援します。

また、(1)、(2)、(3)に関する会議、研修会等も対象となります。

## 【対象地域】

活動区域(自治会、水利受益等)を設定していただき、その区域の農業振興地域内の農用地が対象となります。

## 【交付金額等】

(1)、(2)、(3)の活動及び対象となる農用地面積に応じて活動組織に交付されます。

新たな活動組織の設立に対して、規約、事業計画等の策定や区域の設定などを支援する制度もあります。

## 【お問い合わせ先】

前橋市農村整備課

農村保全係

電話番号 027-8698-6713

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/347/351/p012999.html>

html



# 中山間地域等直接支払交付金制度

中山間地域等直接支払交付金制度は、平地に比べて傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な地域において、農業の担い手減少や耕作放棄地の発生などを抑制することなどを目的としています。

農業を継続することにより農地を保全し、耕作放棄地の発生を防ぎ、農業・農村の持つ多面的機能を維持・確保するための活動を支援するために、国から交付金の支援を受けられる制度です。

中山間地域の集落等を単位に農地、水路などを維持・管理をしていくための取り決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行うことを条件として、対象となる農地面積に応じて一定額を交付する制度です。

協定は、5年間を単位として、一定の傾斜を持つ1 ha以上の農用地を有する集落で地域農業生産活動等を継続するための活動（水路・農道等の管理方法）や活動の役割等を集落協定として定め、共同活動を実施するものです。

交付金は共同活動に充てるほか、協定参加者の農地面積に応じて個人に配分することもできます。

## 前橋市の対象地域

宮城地区、富士見地区内の農業振興地域  
(群馬県特認地域)

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/331/347/351/p007926.html>

## お問い合わせ先

前橋市農村整備課 農村保全係  
電話番号:027-898-6712



**農業用軽油免税証の  
交付申請の際に耕作証明書等の  
提出が必要です**

県税事務所へ農業用軽油免税証の交付申請の際に、「耕作証明書」及び「農地台帳の写し」が必要になりますので、市役所7階農業委員会事務局までお越しください。

「耕作証明書」及び「農地台帳の写し」の請求手続きには、本人を確認できる、免許証（又は保険証）と手数料350円が必要です。

また、本人が来られない時は、委任状と受任者の免許証（又は保険証）が必要になります。

なお、農業用軽油免税証の交付申請以外で「耕作証明書」のみが必要な時は、支所・市民サービスセンター（前橋プラザ元気21及びコミュニティセンターを除く）で発行ができます。

### 【お問い合わせ先】

前橋市農業委員会事務局管理係  
電話番号 027・898・6732

### 【申請書及び委任状の様式】

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/8/19/20/035/p005479.html>

# 農業者年金をご存知ですか

～老後を支える力持ち!農業者年金の加入をお勧めします～



国民年金の年金額は、保険料を20歳から60歳まで40年間支払われた方で、1人月額6万5千円、夫婦2人で月額13万円、**年額で約 156 万円**となります。

一方、サラリーマンの厚生年金のモデルケースでは、夫が会社勤めで40年厚生年金に加入、妻は専業主婦で扶養されている配偶者として40年加入の場合で、夫婦2人で月額23万円、**年額で約 276 万円の年金が見込まれます。**

老後の家計費は、**夫婦2人で月額23万円、年額276万円程度**かかっているとの統計から、国民年金だけでは月額10万円ほど不足してしまいます。

そこで、農業者の方がサラリーマン並みの年金を受給するためには、夫婦2人で月額10万円の年金を国民年金に上乗せすることが必要です。

**年額276万円**  
(月額23万円)

[厚生年金のモデルケース]

↑

↓

**差額120万円**  
(月額10万円不足)

---

**年額156万円**  
(月額13万円)

[国民年金のモデルケース]

**厚生年金との差額は、1年間で120万円!**

サラリーマン並みの年金受給を希望する場合は、この部分を自分で手当てする必要があります。

## 農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額(年額)の試算～

加入年齢	納付期間	性別	年金額(年額)	備 考
20歳	40年	男性 女性	75万円 63万円	夫婦2人の加入で厚生年金並みの年金額が見込まれます。
30歳	30年	男性 女性	50万円 42万円	夫婦2人の加入で厚生年金並みの年金額が見込まれます。
40歳	20年	男性 女性	29万円 24万円	夫婦2人の加入で老後生活の安定に寄与する年金額が見込まれます。なお、保険料を増額すれば夫婦2人の加入で厚生年金並みの年金額が見込まれます。
50歳	10年	男性 女性	13万円 11万円	夫婦2人の加入で老後生活の安定に寄与する年金額が見込まれます。なお、保険料を増額すれば夫婦2人の加入で厚生年金並みの年金額が見込まれます。

【保険料を月額2万円、付利利率2.5%の場合の農業者年金の試算】

- 加入要件**  
国民年金の1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できるため、女性や若い後継者なども加入できます。
- 保険料は自由設定**  
月額保険料は、2万円～6万7千円の範囲で自由に設定することができます。もちろん途中で増額・減額もOKです。
- 節税効果**  
納付した保険料は全額社会保険料控除の対象となり、税制面でもメリットがあります。受給した年金は公的年金等控除の対象です。
- 保険料の国庫補助**  
認定農業者など、一定の要件を満たす担い手には、保険料の国庫補助があり、月額基本保険料の2万円のうち最高半額の補助を受けることができます。(最長20年)

農業者年金に関心がある方は、お近くのJA窓口、又は農業委員会事務局へお気軽にお問い合わせください。

前橋市農業委員会事務局 農業振興係 TEL 027-898-6733